

コンプライアンス

方針・考え方

健全な企業活動を推進していくためには、世界各国・各地の法令を遵守し、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠です。その認識のもと、2002年に「NTTグループ企業倫理憲章」を策定しました。

憲章は、NTTグループに所属する全ての役員および社員を対象に、企業倫理に関する基本方針と具体的な行動指針を示しています。行動指針には、大きな社会的責務を担う情報流通企業グループの一員として、不正や不祥事の防止に努めること、企業内機密情報の漏えいを防止すること、お客さまや取引先との応接の際の過剰な供授をなくすことなど、公私を問わず高い倫理観を持って行動することを定めています。

NTTグループ企業倫理憲章

1. 経営トップは、企業倫理の確立が自らに課せられた最大のミッションのひとつであることを認識し、率先垂範して本憲章の精神を社内に浸透させるとともに、万一、これに反する事態が発生したときには、自らが問題の解決にあたる。
2. 部下を持つ立場の者は、自らの行動を律することはもとより、部下が企業倫理に沿った行動をするよう常に指導・支援する。
3. NTTグループのすべての役員および社員は、国内外を問わず、法令、社会的規範および社内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動する。とりわけ、情報流通企業グループの一員として、お客さま情報をはじめとした企業内機密情報の漏えいは重大な不正行為であることを認識し行動するとともに、社会的責務の大きい企業グループの一員として、お客さま、取引先などとの応接にあたっては過剰な供授を厳に慎む。
4. NTTグループ各社は、役員および社員の倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ企業倫理に関する社員教育を積極的に実施する。
5. NTTグループのすべての役員および社員は、業務の専門化・高度化の進展に伴い発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、NTTグループ各社は、契約担当者の長期配置の是正や、お客さま情報などの保護に向けた監視ツールの充実など、予防体制の整備を徹底する。
6. 不正・不祥事を知ったNTTグループのすべての役員および社員は、上司などにその事実を速やかに報告する。また、これによることができない場合は、「企業倫理ヘルプライン（受付窓口）」に通報することができる。なお、不正・不祥事を通報した役員および社員は、申告したことによる不利益が生じないよう保護される。
7. 不正・不祥事が発生したときは、NTTグループ各社は、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって問題の解決に取り組むとともに、社会への説明責任を果たすべく、適時・適確な開かれた対応を行う。

□ [NTTグループ企業倫理憲章](https://www.ntt.co.jp/csr/governance/compliance.html) <https://www.ntt.co.jp/csr/governance/compliance.html>

推進体制

NTTは、幹部会議のもとに代表取締役副社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、NTTグループの企業倫理の確立、綱紀の保持の徹底に向けて年に2回委員会を開催しています。とくにヘルプライン申告状況等については年に2回取締役会に報告し、必要に応じて取締役間における議論を実施しています。

また、各社に企業倫理委員会、企業倫理担当者を設置し、法令や企業倫理を遵守する企業風土の醸成や企業倫理ヘルプライン運用規程に基づく不正・不祥事の調査を行うとともに、各社コンプライアンス担当者による定期的な会議を実施し、グループトータルでのコンプライアンス推進に向けて取り組んでいます。

主な取り組み

贈収賄防止

NTTグループは「国内外を問わず、法令、社会的規範および社内規則を遵守する」ことを「NTTグループ企業倫理憲章」に明記しています。「贈賄防止」に関しては、理解し守るべき事項をまとめた「贈賄防止ハンドブック」を作成して国内外の全社員へメールなどで周知しています。

また、NTT、NTT東日本・西日本については「日本電信電話株式会社等に関する法律」（以下、NTT法）によって収賄が禁止されており、これに違反した場合には法的に罰せられます。各種団体への寄附・支援などについては、その内容を暴力団対策法その他各種法規制に照らし、適法かつ適正な対象のみ実施しています。また、NTTグループでは、どのような贈賄行為への関与も決して許されるものではないという認識のもと取り組んでいます。

NTTグループにおいて、2019年度に贈収賄や寄附・支援に関わる不正は確認されていません。

政治献金

NTTは、政治資金規正法に則り、政治献金は行っていません。一部のグループ会社においては、関係法令および各社の倫理規程などに則り、各社の判断のもとで政治献金を実施しています。

取引先への遵守要請とリスクの評価

サプライヤの皆さまに対しては「サプライチェーン GSR 推進ガイドライン」の中で公正取引・倫理の禁止事項（9 項目）を明記し、とくに主要サプライヤに対しては、GSR 調達実施状況の調査を実施しています。腐敗防止・違法な政治献金・反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス全般についてチェックするとともに対応強化を要請しています。

独占禁止法遵守

NTT グループは事業活動における公正な競争環境を維持するため、独占禁止法を遵守しています。2019 年度においても、独占禁止法に違反するとして行政処分を受けた事例はありません。

企業倫理憲章の浸透に向けた取り組み

NTT では「コンプライアンスの徹底について、法令を遵守し高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠」というトップ自らの経営姿勢を見せるとともに、不正行為に関与するリスクを明らかにし、いかなる不正も許容しないことをグループ各社の社長が宣言しています。また、「NTT グループ企業倫理憲章」を実効性のあるものとするために、社員向けの企業倫理研修などを実施するとともに、社員向けイントラサイトで上記の宣言や企業倫理上問題となる事例について詳しく解説しています。また、毎年 6 月と 12 月に社員へ向けて倫理保持の注意喚起の周知を行い、社員の理解度向上に努めています。毎年、社員への意識調査を実施してこれら施策の実効性を測り、さらなる企業倫理の浸透に向けて取り組んでいます。

企業倫理研修

NTT グループは、全社員向けの企業倫理研修を継続的に実施しています。グループ各社は事業特性に応じたコンプライアンスや不正行為に関するリスクに合わせて、研修を実施しています。その他、毎年役員向けのコンプライアンス研修も実施しています。

贈賄防止ハンドブック

社員向けの贈賄防止のための浸透ツールとして、2014 年度に贈賄防止ハンドブックを作成し、国内外の全グループ会社にメールなどで周知しました。同ハンドブックには、贈賄防止を徹底する社長からのメッセージをはじめ、贈賄やファシリテーションペイメントに関する基本的な情報と事例を掲載し、全員が正しい知識と理解を得られるよう促しています。

競争法ハンドブック

社員向けの競争法遵守のための浸透ツールとして、2019 年度に競争法ハンドブックを作成し、国内外のグループ会社に周知しました。同ハンドブックには、営業活動の具体的な場面を例にとり、Q&A 形式で競争法を遵守するための基本的な事項を掲載しており、社員が競争法について正しい知識と理解を得て競争法を遵守できるようにしております。

企業倫理浸透のチェック体制

NTT グループでは社員へのコンプライアンス意識の浸透度合いを把握するため、NTT の企業倫理担当がグループ会社を含めたアンケートを年 1 回実施するとともに、グループ各社内においては業務主管部門・コンプライアンス担当部門・内部監査部門・監査役による 4 層のモニタリングを通じ、企業倫理・コンプライアンスの状況について、客観的かつ多面的なチェックを実施しています。

NTT では、内部監査部門を持つグループ会社に対し、コンプライアンスに関する監査の実施状況を確認するとともに、NTT 内および内部監査部門を持たないグループ会社について、コンプライアンスの取り組み状況を直接確認しています。

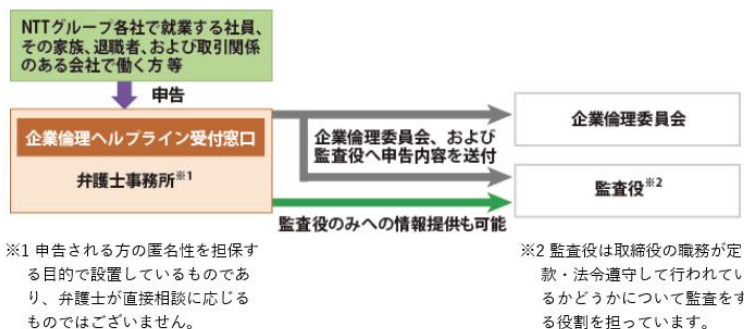
受付窓口の設置

不正や不祥事の未然防止を図るために、グループ各社において内部通報のための社内受付窓口を設けているほか、NTT が弁護士事務所に委託して、全グループ会社を対象とした「企業倫理ヘルプライン（社外受付窓口）」を設けています。本ヘルプラインでは、人権に関する相談や通報も受け付けています（P069 参照）。

これらの窓口への通報者に対して、通報したことで不当な人事（人事異動、降格など）といった不利益が生じないよう

保護することを「NTTグループ企業倫理憲章」に明記しています。窓口へ寄せられた相談や通報は各主管担当が調査・対応し、グループ各社の企業倫理委員会で報告した上で、年1回以上の頻度でNTTの企業倫理委員会で全申告内容と対応状況とをとりまとめ、取締役会に報告しています。

また、経営陣から独立した窓口として監査役への独立通報ルートを開設・運用しており、「企業倫理ヘルプライン（社外受付窓口）」を通じた通報は、原則として監査役へも同時に直接的な送付を行うとともに、監査役に対してのみ通報することも可能としています。



企業倫理ヘルプライン（社外受付窓口）における通報受付件数

企業倫理ヘルプラインで受け付けた通報件数とその内訳を把握し、サステナビリティレポートおよびNTTグループのCSRのWebサイト上で公開しています。

企業倫理ヘルプライン通報件数とその内訳

| | 2017年度 | | | 2018年度 | | | 2019年度 | | |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 通報件数 | 懲戒処分件数 | 嚴重注意件数 | 通報件数 | 懲戒処分件数 | 嚴重注意件数 | 通報件数 | 懲戒処分件数 | 嚴重注意件数 |
| 全体通報件数 | 350 | 23 (1) | 75 | 334 | 18 (1) | 77 | 359 | 30 (2) | 74 |
| コンプライアンス違反 | 98 | 23 (1) | 75 | 95 | 18 (1) | 77 | 104 | 30 (2) | 74 |
| 社内ルール違反 | 98 | 23 (1) | 75 | 95 | 18 (1) | 77 | 104 | 30 (2) | 74 |
| 法令違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 違反なし | 252 | — | — | 239 | — | — | 255 | — | — |
| ハラスメント通報件数 | 168 | 15 (0) | 23 | 184 | 10 (1) | 34 | 222 | 16 (0) | 43 |
| コンプライアンス違反 | 38 | 15 (0) | 23 | 44 | 10 (1) | 34 | 59 | 16 (0) | 43 |
| 社内ルール違反 | 38 | 15 (0) | 23 | 44 | 10 (1) | 34 | 59 | 16 (0) | 43 |
| 法令違反【人権侵害等】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 違反なし | 130 | — | — | 140 | — | — | 163 | — | — |
| 不適切な業務処理通報件数 | 73 | 1 (0) | 23 | 44 | 2 (2) | 10 | 47 | 6 (0) | 13 |
| コンプライアンス違反 | 24 | 1 (0) | 23 | 12 | 2 (2) | 10 | 19 | 6 (0) | 13 |
| 社内ルール違反 | 24 | 1 (0) | 23 | 12 | 2 (2) | 10 | 19 | 6 (0) | 13 |
| 法令違反【贈収賄、不正会計、偽装請負等】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 違反なし | 49 | — | — | 32 | — | — | 28 | — | — |
| 会社経費の私的使用通報件数 | 32 | 5 (1) | 7 | 28 | 3 (0) | 5 | 39 | 6 (2) | 6 |
| コンプライアンス違反 | 12 | 5 (1) | 7 | 8 | 3 (0) | 5 | 12 | 6 (2) | 6 |
| 社内ルール違反 | 12 | 5 (1) | 7 | 8 | 3 (0) | 5 | 12 | 6 (2) | 6 |
| 法令違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 違反なし | 20 | — | — | 20 | — | — | 27 | — | — |
| その他 通報件数 | 77 | 2 (0) | 22 | 78 | 3 (0) | 28 | 51 | 2 (0) | 12 |
| コンプライアンス違反 | 24 | 2 (0) | 20 | 31 | 3 (0) | 28 | 14 | 2 (0) | 12 |
| 社内ルール違反 | 24 | 2 (0) | 20 | 31 | 3 (0) | 28 | 14 | 2 (0) | 12 |
| 法令違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 違反なし | 53 | — | — | 47 | — | — | 37 | — | — |

* ()内は解雇処分となった件数

なお、「内部通報制度に関するガイドライン」（消費者庁2016年12月改正）において実施を奨励されている、中立・公正な「第三者評価」を2017年5月に実施し、「おおむね、適切に整備・運用されている」という評価を得ました。

第三者評価の調査内容

- ヘルプラインの活用度や信頼性といった有効性を確認するため、制度と運用実態を調査
- 規程等の制定状況、申告者への対応状況等のサンプル調査

- 「内部通報制度に関するガイドライン」の遵守状況の確認
- 運用者へのヒアリング調査と運用上の課題等に関するディスカッション

違反が認められた場合の罰則について

コンプライアンス違反や「NTT グループ企業倫理憲章」への違反が認められた場合は、グループ各社で定めている懲戒規程などに基づいて対処します。減給や出勤停止などの懲戒処分のほか、ケースに応じて査定（評価）や人事異動に反映します。